

EU REACH 登録にかかる手数料や料金の改訂

2025 年 10 月 15 日に REACH 規則に基づき ECHA に支払うべき手数料及び料金に関する規則（EC）No 340/2008 を改正する欧州委員会実施規則が官報公示されました。

大企業の手数料および料金の 19.5% の値上げは、2021 年から 2023 年の欧州における年間平均インフレ率に基づいています。中小企業（SME）の競争力を確保するため、この値上げは大企業のみ適用され、改訂された手数料および料金は 2025 年 11 月 5 日から有効となります。

なお、中小企業は REACH 申請前に企業規模確認を申請する必要があります。中小企業の定義等は、今後、別の資料でお知らせします。

【登録にかかる手数料及び料金の例】

企業の規模別 トン数帯	Standard		Medium		Small		Micro	
	個別	共同登録	個別	共同登録	個別	共同登録	個別	共同登録
1-10t	Euro 2,078	1,558	1,131	848	609	457	87	65
10-100t	Euro 5,585	4,190	3,038	2,279	1,636	1,227	234	175
100-1000t	Euro 14,939	11,204	8,126	6,094	4,735	3,282	625	469
>1000t	Euro 40,270	30,202	21,904	16,428	11,795	8,846	1,685	1,264

参考：

ECHA | SMEs to apply for company size validation before making REACH submissions

<https://www.echa.europa.eu/-/smes-to-apply-for-company-size-validation-before-making-reach-submissions>

EUR-Lex | COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2025/2067 of 15 October 2025

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202502067

本資料は、調査時点における公開情報および信頼できる情報源に基づいて作成されたものです。記載内容の正確性・完全性・最新性には十分配慮しておりますが、情報の解釈や記載の誤り、または関連情報の見落としが含まれる可能性があります。

最終的な判断・対応につきましては、最新情報等をご確認の上、事業者自身の責任で行っていただくようお願いいたします。

当社は、本資料の内容に基づく判断・行動により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門

〒160-0017 東京都新宿区左門町 16 番地 1 四谷 TN ビル 5 階

HP：<https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>